

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度 L G B T 等の性的少数者にかかる人権啓発用ワークショップの開催及び動画制作業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 u n a p

### 3 随意契約理由

本事業にかかる契約は、市民の認識が低い今日的な課題である L G B T 等の性的少数者の人権について、広く市民に周知することによって市民の認知度や認識の向上を図り性的少数者に対する理解を深めるため、社会全般にメッセージが伝わる内容の動画の作成及びワークショップに参加した中学生から多くの意見を引き出し性的少数者に対する認識の向上を図るといふ本事業の成果を上げるため、事業者はその有する知識、ノウハウ等を活用して最も適した内容・手法により本事業を実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の相手方を選定するに当たっては、競争入札の方法によるよりも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する技術、経験、資力、信用等を有する者を契約の相手方に選定するという方法をとるのが、契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

株式会社 u n a p は、「大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての遂行力、獨創性などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同協議会と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
平成 30 年度旧氏対応に伴う住民基本台帳等事務システム改修業務委託
- 2 契約の相手方  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
- 3 随意契約理由  
住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。  
以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署  
市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7339）